

附属資料

- 諮問・答申文書
- 町民憲章（昭和44年11月3日制定）



平 　 　 地 　 　 号
令和7年10月14日

平取町総合計画審議会
会長 山田 一明 様

平取町長 遠藤 桂一

第7次平取町総合計画に関する諮問について

平取町が今後進むべき方向を示す新しいまちづくり計画の樹立にあたり、その基本的な構想と計画の策定について諮問いたします。

なお、計画策定にあたっては、次の事項をご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

□ 計画策定にあたっての基本的事項

1. 計画の基本的事項

計画の名称、計画期間など基本的な項目を示すこと。

2. 基本構想

令和8年度から10年間を展望して令和17年度を目標年度とする、まちづくりの指針となる構想を策定すること。

3. 基本計画

基本構想の実現に向け、前期・後期を見据えた実効性のある基本計画を策定すること。

その際、現行計画の取組状況及び社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、本町のまちづくりにおける課題を整理し、現行計画との比較・検討を行った上で、分野横断的な視点から施策を体系的に構築すること。

特に、人口減少・少子高齢化への対応、地域交通の確保、高校の魅力化及び存続に向けた取組、アイヌ文化の振興、産業及び観光の振興、環境・エネルギー分野への対応並びにデジタル化の推進等について、町民、地域団体、事業者等との協働を基本とし、計画的に推進できる内容とすること。

令和8年2月25日

平取町長 遠藤 桂一 様

平取町総合計画審議会
会長 山田 一明

第7次平取町総合計画について（答申）

令和7年10月14日付けで諮問があった第7次平取町総合計画の策定について、慎重な審議の結果、別冊「第7次平取町総合計画（案）」及び別冊「事業実施計画書 前期実施計画（令和8～12年度）」のとおり答申します。

記

1. 計画の実効性確保と進行管理について

総合計画に掲げる施策を着実に推進するため、施策の進捗状況及び成果を適切に把握・検証し、社会経済情勢の変化や地域課題の状況を踏まえながら、必要に応じて柔軟に見直しを行うなど、実効性ある進行管理に努めること。

2. 前期・後期を見据えた計画的な推進について

本計画が10か年（前期5年・後期5年）の計画であることを踏まえ、前期基本計画期間における取組の検証を後期基本計画に的確に反映できるよう、評価・検証の仕組みを計画的に運用すること。

3. 分野横断的な連携による施策推進について

人口減少・少子高齢化、地域交通、産業振興、福祉、教育、防災等の地域課題は相互に関連することから、関係部局間の連携を一層図り、分野横断的な視点に立って総合的に施策を推進すること。

4. 町民との情報共有と協働の推進について

計画の推進に当たっては、町民、地域団体、事業者等との情報共有を図るとともに、計画の趣旨や進捗状況をわかりやすく周知し、町民との協働によるまちづくりの推進に努めること。

5. 持続可能な財政運営に配慮した事業実施について

計画に基づく事業の実施に当たっては、財政負担の中長期的な見通しを踏まえ、国・北海道の制度や財源の活用を図りながら、優先順位を明確にした持続可能な行財政運営に努めること。

平取町民憲章

昭和44年11月3日 制定

わたしたちは、雄大な自然に恵まれ、未来に豊かな可能性を秘める平取町の町民であることに誇りをもち、力をあわせてしあわせな町をつくるため、この憲章を定めて実行に努めます。

- 1 心身をきたえよく働いて、
産業の発展するまちをつくりましょう。
- 2 こどもをすこやかに育て、
情操豊かなまちをつくりましょう。
- 3 きまりをよく守り、
環境をととのえて明るいまちをつくりましょう。
- 4 自然を愛し、
物を大切にする風習のまちをつくりましょう。
- 5 すすんで住民運動の輪を広げ、
住みよいまちをつくりましょう。



平取町総合計画

発行年月：令和8(2026)年3月
発行：平取町
編集：まちづくり課 地域戦略係
〒055-0192
北海道沙流郡平取町本町28番地
電話：01457-2-2222 FAX：01457-2-2277

写真：国保病院のこいのぼりと認定こども園バチラー保育園の園児たち